

# 物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請上の注意事項

## 共通事項

- 1 この申請は、福島県が行う物品等の買入れ又は修繕に係る競争入札の参加資格を取得するために必要です。
- 2 登録は、製造業、販売業及び修繕業の別に行いますが、製造業及び販売業で入札参加資格を取得した場合には、併せて修繕に係る入札参加資格を取得したものとみなします。  
また、登録される種目は3種目までですが、申請人が取り扱っているその他の種目の競争入札への参加も可能です。
- 3 窓口で申請する場合、申請書は福島県の出納局入札用度課又は各地方振興局出納室のいずれか一か所に提出してください。  
ただし、県内に事業所を有しない事業者は、原則として出納局入札用度課に提出してください。
- 4 申請基準日は、申請日とします。  
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前で決算の確定した日を原則とします。  
(直前1年の財務諸表が完成していない場合は、確定している最新の財務諸表を使用してください。)
- 5 申請書等を手書きにて作成する場合は、黒のボールペン又は万年筆で、一字一字分かりやすく記入してください。  
なお、訂正する場合は、訂正箇所を二本線で消し、その上に正しい内容を記載してください。
- 6 金額を記入する欄以外は、左詰めで記入してください。
- 7 申請及び財務諸表は、日本語で作成してください。  
なお、その他の添付書類について、外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。
- 8 申請及び添付書類の金額欄については、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例により、申請日現在有効な外国貨幣換算率で、日本国通貨に換算して記入してください。
- 9 定例申請の登録通知は令和2年3月中旬まで、随時申請については原則申請書類を受理した月の翌月20日までに送付します。  
期限を過ぎても通知がない場合は、出納局入札用度課までご連絡ください。  
なお、登録通知書は紛失等による再発行を行いませんので、大切に保管してください。

注) 入札参加資格登録になっても、入札の際に地域要件が付されることがあります。

### 【地域要件とは】

物品等を調達する際に、入札参加者の所在地により入札参加地域を限定する要件です。

## 申請書作成上の注意事項

<p>1 定例・随時の別</p>	<p>次の区分により、□に「レ」を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例・・・令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間有効な入札参加資格を取得するため、定例受付期間中（<u>令和元年10月1日から同月31日まで</u>）に行う申請</li> <li>随時・・・定例受付期間経過後の申請</li> </ul> <table border="1" data-bbox="596 434 1433 600"> <tr> <td></td> <td>平成30・31年度の参加資格</td> <td>令和2・3年度の参加資格</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>平成30年4月1日から 令和2年2月28日まで</td> <td>令和2年4月1日から 平成4年2月28日まで</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>認定日から 令和2年3月31日まで</td> <td>認定日から 令和4年3月31日まで</td> </tr> </table> <p>※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。</p>		平成30・31年度の参加資格	令和2・3年度の参加資格	申請期間	平成30年4月1日から 令和2年2月28日まで	令和2年4月1日から 平成4年2月28日まで	有効期間	認定日から 令和2年3月31日まで	認定日から 令和4年3月31日まで																			
	平成30・31年度の参加資格	令和2・3年度の参加資格																											
申請期間	平成30年4月1日から 令和2年2月28日まで	令和2年4月1日から 平成4年2月28日まで																											
有効期間	認定日から 令和2年3月31日まで	認定日から 令和4年3月31日まで																											
<p>2 申請者</p>																													
<p>法人番号</p>	<p>13桁の法人番号を記入してください。個人事業主の方は、空欄としてください。</p>																												
<p>登録番号</p>	<p>申請日現在、参加資格名簿に登録されている場合は、取得済みの9桁の登録番号を記入してください。</p>																												
<p>(1)住所又は所在地</p>	<p>住所又は所在地について次により記入してください。 外国事業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。 (日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。)</p>																												
<p>ア 住所又は所在地1</p>	<p>住所又は所在地に合致するコード番号を、別紙「住所コード表」により記入してください。</p>																												
<p>イ 住所又は 所在地2</p>	<p>アにより記入した住所コード番号で表される住所又は所在地を除いた部分を記入してください。</p> <p><b>※ 県内は大字以降、県外は市町村名以降から記入してください。</b></p> <p><b>※ 「丁目」、「番地」等は省略し、「-（ハイフン）」により記入してください。</b></p> <p>(例)「福島町一丁目1番1号」→「福島町1-1-1」</p>																												
<p>(2)フリガナ</p>	<p>商号又は名称のフリガナを記入してください。</p> <p><b>※ カタカナで記入し、濁点・半濁点は1文字として扱ってください。</b> (アルファベット、カタカナ等にもフリガナは必要です。)</p> <p><b>※ 「カブシキガイシャ」等法人の種類を表す文字は記入不要です。</b></p> <p><b>※ 枠が不足する場合は、記入可能なところまで記入してください。</b></p>																												
<p>(3)商号又は名称</p>	<p>商号又は名称を記入してください。</p> <p><b>※ 株式会社等の法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いてください。</b></p> <p><b>なお、略号のフリガナは必要ありません。</b></p> <table border="1" data-bbox="453 1756 1425 1917"> <tr> <td>種類</td> <td>株式会社</td> <td>有限会社</td> <td>合資会社</td> <td>合名会社</td> <td>合同会社</td> <td>協同組合</td> <td>協業組合</td> <td>企業組合</td> <td>一般財団法人</td> <td>公益財団法人</td> <td>一般社団法人</td> <td>公益社団法人</td> <td>社会福祉法人</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>(株)</td> <td>(有)</td> <td>(資)</td> <td>(名)</td> <td>(同)</td> <td>(協組)</td> <td>(協業)</td> <td>(企)</td> <td>(一財)</td> <td>(公財)</td> <td>(一社)</td> <td>(公社)</td> <td>(社福)</td> </tr> </table>	種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	社会福祉法人	略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(協組)	(協業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(社福)
種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	社会福祉法人																
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(協組)	(協業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(社福)																
<p>(4)代表者役職名</p>	<p>代表者の役職名を記入してください。</p>																												
<p>(5)代表者氏名</p>	<p>代表者の氏名を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏と名は分けて、それぞれの欄に記入してください。</li> </ul>																												

(6) 代表者印	<p>「代表者印」の欄に、申請者が実際に契約書・入札書等に押印する代表者の印(個人の場合は個人印、<u>法人の場合は職名の明記された印(職印)</u>)を押印してください。(必ずしも登記実印である必要はありません。)</p> <p>なお、外国事業者の場合は署名をもって押印にかえることができます。</p>
(7) 電話番号	<p>市外局番、市内局番及び番号を、それぞれ「- (ハイフン)」で区切って記入してください。【( ) は使用しないでください。】</p>
(8) FAX番号	<p>○ 022-117-8901      × (022)117-8901</p>
3 代理人	<p><b>県外事業者</b>で、<u>本社が所在する都道府県以外にある</u>営業所等の社員に、入札、見積り、契約及び納品請求等の権限を委任する場合に限り、記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代理人の所属する営業所等の住所又は所在地、営業所等名、代理人役職名、代理人氏名、電話番号、FAX番号を記入してください。</li> </ul>
4 申請及び誓約文	<p>申請及び誓約文は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請事項に偽りが無いこと</li> <li>② 競争入札に参加する者に必要な資格（競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(令和元年福島県告示第248号)の第一)に該当していないことを誓約し、入札参加資格取得の意思を明らかにする部分です。</li> </ol> <p><b>令和元年福島県告示第 248 号</b></p> <p>第一 資格の審査を受けることができない者</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか資格の審査を受けることができない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者</li> <li>三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者</li> <li>四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者</li> <li>五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者</li> <li>六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者</li> </ol>
5 申請（作成）担当者	<p>申請書<b>作成担当者</b>の所属する課係等の名称、職・氏名及び連絡先を記入してください。(記入内容について問い合わせる場合があります。)</p>
6 業種	<p>営業実績の割合等から、「1:製造業」、「2:販売業」及び「3:修繕業」のうち、主たる業種を1種類選択し、該当する数字を記入してください。</p> <p><u>ただし、営業種目を「1 印刷製本類」で申請する場合で、印刷設備を有する場合は「1:製造業」と記入してください。</u></p> <p><b>※ 製造業及び販売業で入札参加資格を取得した場合には、併せて修繕に係る入札参加資格を取得したものとみなします。</b></p> <p><b>※ 「3：修繕業」を選択した場合は物品購入の入札参加資格を得られませんので、ご注意ください。</b></p>

7 認証等の取得状況	ISO14001の認証を取得している場合、GPN（グリーン購入ネットワーク）に加入している場合及びプライバシーマークの認定を受けている場合は、それぞれの□に「レ」を記入してください。
8 競争入札参加を希望する地域	競争入札参加を希望する地域について、□に「レ」を記入してください。 <b>※ 「県内全域」に「レ」を記入した場合は、それぞれの地域ごとの「レ」は必要ありません。</b> ※ 各地域の区分については、別紙「住所コード表」を参照してください。
9 営業種目  (1) 営業種目	別紙「＜営業種目例＞」から、入札に参加を希望する3種類以内の営業種目の番号を記入してください。 なお、「9 営業種目(1)～(3)」については、資格の有効期間内において原則として、追加及び変更ができません。 ※ 製造業及び販売業で入札参加資格を取得した場合には、併せて修繕に係る入札参加資格を取得したものとみなします。 <b>したがって、営業種目「39:自動車修繕」及び「40:その他修繕」は、「6 業種区分」で「3:修繕業」を主たる業務とした場合にのみ選択してください。（修繕のみの登録となります。）</b> <b>※ 「3:修繕業」を選択した場合は物品購入の入札参加資格を得られませんので、ご注意ください。</b> ※ 登録される種目は3種目までですが、取り扱っているその他の種目への競争入札への参加も可能です。 <b>※ 前年度に売り上げ実績のない種目については登録できません。</b>
(2) 品目番号	別紙「営業種目・品目番号表」から入札参加希望営業種目ごとに、主な取扱品目の品目番号を6種類以内で記入してください。 ※ 末尾9の品目番号は、他に適当な品目番号がない場合のみ選択してください。
(3) 末尾9の品名	上記(2)で選択した品目番号の末尾が <u>9の場合</u> は、その具体的な品名を2つまで記入してください。
10 主な取扱い品目のメーカー	上記9で、 <u>営業種目「3」、「6」、「7」、「9」、「10」、「15」、「24」、「26」を選択した場合</u> は、入札参加希望営業種目に係る品目の主な取扱いメーカー名を5つまで記入してください。 ※ メーカー名は、通称ではなく、商号又は名称を記入してください。 ただし、株式会社、(株)等法人の種類を表す文字、略号は記入不要です。

<p>11 製造販売（修繕）の営業種目別年間取扱高</p>	<p>「直前1年度分決算」の欄に、入札参加希望営業種目別に応じ物品の販売（修繕）高（<b>消費税を含まない金額</b>。以下本項目において同じ。）を<b>千円単位（千円未満切捨）</b>で記入してください。</p> <p>（「直前1年度分決算」とは、申請日の直前の事業年度の決算のことです。）</p> <p>なお、決算は1年度分で記載してください。（半期決算の場合は1年度分になるよう合算した金額を記入してください。）</p> <p>※ 入札参加希望営業種目以外の物品の販売（修繕）や工事、役務の提供等の売上げはその他の取扱高に記入し、<b>合計は必ず損益計算書の「売上高」の金額（税込の場合は税抜に換算後の金額）と一致するようにしてください。</b></p> <p>なお、損益計算書の「売上高」の金額が税込の場合は、税抜に換算後の金額を損益計算書の欄外余白に記載してください（手書き可）。</p> <p>※ 個人事業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業にかかるものに限ります。）を含めた実績を記入してください。</p>
<p>12 県内本社・営業所等</p>	<p>県内に本社及び営業所等（支社、支店を含む。）がある場合は、該当する地域について、□に「<b>レ</b>」を記入してください。</p> <p>※ 各地域の区分については、別紙「住所コード表」を参照してください。</p> <p>本社が県外にあり、代理人も県外の支店・営業所等に指定している場合で県内に支店・営業所等がある場合、その所在地等を記載してください。</p> <p>※該当する県内営業所が2か所以上ある場合には、任意の用紙にその営業所の所在地、電話番号、代表者役職名、代表者氏名を記載し、提出してください。</p>
<p>13 確認事項</p>	<p>福島県の物品購入（修繕）競争入札の参加資格制限対象となる事項に該当する事実がないか確認する項目です。</p> <p>(1) 過去に、独占禁止法に違反し、排除措置命令（又は勧告）を受けたことがありますか。</p> <p>(2) 贈賄、競売入札妨害又は談合のいずれかの容疑により、申請者本人、法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことがありますか。</p> <p>(3) 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたことがありますか。</p> <p><b>※ 各項目とも必ず、「ある」又は「ない」のいずれかをチェックしてください。（過去3年間の状況）</b></p> <p>※ 状況により、資格の認定と合わせて一定期間の参加資格制限を行う場合があります。</p>
<p>14 企業規模</p>	<p>申請者の企業規模について確認する項目です。</p> <p>申請日現在の状況で確認してください。</p> <p>申請される業種に基づき、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する場合にチェックをしてください。</p> <p>「常時使用する従業員」には、以下の方は含みません。</p> <p>(1) 会社役員及び個人事業主</p> <p>(2) 日日雇い入れられる者（1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 2箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）</p> <p>(4) 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）</p> <p>(5) 試の使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）</p>

## 添付書類作成上の注意事項

1 共通事項	<p>(1) 添付書類のうち、官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ<b>原寸大</b>でありかつ鮮明である場合に限り、写しをもって原本に代えることができます。</p> <p>(2) 物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書類一覧により、提出前に提出書類が揃っているかチェック欄にチェックを行い、申請書類に添付すること。</p>						
2 履歴事項全部証明書又は写し	<p>商業登記規則第30条第1項第2号の規定による履歴事項全部証明書又はその写しを添付してください。</p> <p>現在事項証明書での提出は認めておりません。</p> <p>※ <b>申請日前3か月以内</b>に、法務局で発行したものを提出してください。</p>						
3 身分証明書 又は写し	<p><b>個人事業者のみ</b>、提出してください。</p> <p>・身分証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が破産者で復権を得ない者でないことについての証明書です。</p> <p>※ <b>申請日前3か月以内</b>に市区町村で発行した身分証明書を提出してください。</p>						
4 財務諸表（法人） 又は 青色申告決算書 （個人事業者）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 875 520 1093">法人</td> <td data-bbox="520 875 1453 1093"> <p>財務諸表とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分の<b>貸借対照表、損益計算書</b>及び<b>消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記</b>でも可）をいいます。</p> <p>なお、消費税の会計処理について確認できる資料がない場合は、第9号様式消費税の会計処理に関する申告書を添付してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1093 520 1272">個人事業者</td> <td data-bbox="520 1093 1453 1272"> <p>所得税青色申告決算書の損益計算書、資産負債調の様式により提出してください。（青色申告決算書がない場合は白色申告決算書でも可とします。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1272 520 1366">共通</td> <td data-bbox="520 1272 1453 1366"> <p>損益計算書の「売上高」の金額が税込の場合は、税抜に換算後の金額を損益計算書の欄外余白に記載してください（手書き可）。</p> </td> </tr> </table>	法人	<p>財務諸表とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分の<b>貸借対照表、損益計算書</b>及び<b>消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記</b>でも可）をいいます。</p> <p>なお、消費税の会計処理について確認できる資料がない場合は、第9号様式消費税の会計処理に関する申告書を添付してください。</p>	個人事業者	<p>所得税青色申告決算書の損益計算書、資産負債調の様式により提出してください。（青色申告決算書がない場合は白色申告決算書でも可とします。）</p>	共通	<p>損益計算書の「売上高」の金額が税込の場合は、税抜に換算後の金額を損益計算書の欄外余白に記載してください（手書き可）。</p>
法人	<p>財務諸表とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分の<b>貸借対照表、損益計算書</b>及び<b>消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記</b>でも可）をいいます。</p> <p>なお、消費税の会計処理について確認できる資料がない場合は、第9号様式消費税の会計処理に関する申告書を添付してください。</p>						
個人事業者	<p>所得税青色申告決算書の損益計算書、資産負債調の様式により提出してください。（青色申告決算書がない場合は白色申告決算書でも可とします。）</p>						
共通	<p>損益計算書の「売上高」の金額が税込の場合は、税抜に換算後の金額を損益計算書の欄外余白に記載してください（手書き可）。</p>						

<p>5 納税証明書</p>	<p>納税証明書とは、申請時における「消費税及び地方消費税」、「事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の納税額等について公的機関が発行する証明書をいいます。<b>各証明書とも、発行可能な最新のものを提出してください。</b></p> <p>※ 本社の所在地の所轄税務署又は福島県の各地方振興局県税部で、<b>申請日前3か月以内に発行したもの</b>を提出してください。</p> <p>※ 県外の事業者であっても、<b>福島県内に営業所等がある場合には、入札等の権限を委任しているか否かにかかわらず提出が必要です。</b></p> <p>※ 福島県内に本社、営業所等を有しない場合は、事業税、法人県民税、自動車税(いずれも県税)について納税証明書を提出する必要はありません。</p> <p><b>消費税及び地方消費税 (税務署) 【必須】</b></p> <p>申請日の直前1年間において、税務署において納付し、又は納付すべき額として確定した納税証明書〔納税証明書(その3)〕…未納の税額がないことの証明。〕を提出してください。<b>【※(その1)は不可。】(発行可能な最新のもの)</b></p> <p><b>事業税及び法人県民税 (各地方振興局県税部) 【福島県内に営業所等がある場合】</b></p> <p>申請日の直前1年間において福島県に納付し又は納付すべき額として確定した納税証明書を提出してください。<b>(発行可能な最新のもの)</b></p> <p><b>自動車税 (各地方振興局県税部) 【福島県内に営業所等がある場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請の直前1年以内の納税証明書を提出してください。</li> <li>※ 課税対象がない場合でも、「課税なし」の証明を受けて提出してください。<b>(発行可能な最新のもの)</b></li> </ul>
<p>6 委任状 (第2号様式)</p>	<p><b>県外事業者</b>で、本社が所在する都道府県以外にある営業所等の社員に、入札、見積り、契約及び納品請求等の権限を委任する場合提出してください。</p> <p>※ 指定様式の委任状に記入されている入札、見積り、契約及び納品請求等の権限は、<b>すべてを委任するものとし、一部のみの委任はできません。</b></p> <p>※ 代理人印は職名の明記された印(職印)を押印してください。</p> <p>ただし、職印がない場合は代理人印と社判の両方を押印してください。</p> <p>※ 代理人印は、<b>実際に契約書・入札書等に使用する印を押印してください。</b></p>

<p>7 営業許可（登録、認可、届出）等一覧表 (第3号様式)</p>	<p>入札参加希望営業種目が、法令の規定に基づく営業に関する許可、登録、認可、届出等を必要とする場合に、その内容を記入のうえ提出してください。 また、許可証等の写しを必ず添付してください。</p> <p>(例)揮発油販売業、石油製品販売業、医薬品販売業、毒物劇物販売業、医療用具販売業、火薬類販売営業、肥料販売業、農薬販売業、酒類販売業、食品販売業 等</p> <p>※ 許可証等の写しにより、営業許可等が確認できない営業種目については、申請できません。</p>
<p>8 印刷設備状況一覧表 (第6号様式)</p>	<p>入札参加希望営業種目を「1印刷製本類」で申請する場合は必ず提出してください。外注などで印刷設備がない場合は、余白に「印刷設備なし」と記入し提出してください。</p> <p>※ なお、印刷設備を有する場合には、(第1号様式の1)中、業種は「1：製造業」となります。</p>
<p>9 誓約書 (第7号様式)</p>	<p>福島県暴力団排除条例により、暴力団員又は社会的非難関係者（以下、「暴力団員等」という。）は、福島県の契約の相手方となることができません。 この誓約書は、申請者が暴力団員等ではないことを確認するための書類です。</p> <p><b>福島県暴力団排除条例（抜粋）</b></p> <p>第16条 県は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付その他の県の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。</p>



<p>10 役員等に関する調書 (第8号様式)</p>	<p>申請者（法人の場合は役員全員）が暴力団員等に該当しないことを確認するための関係機関照会について同意をいただくものです。</p> <p>なお、該当する事実が確認された場合は、物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第9条の規定により参加資格制限となります。</p> <p>※ 個人の場合は身分証明書に記載されている本人、法人の場合は履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（協同組合等の場合は理事）を記入してください。『監査役』『監査法人』も「役員に関する事項」に記載されている場合は、記入が必要です。</p> <p>※ 申請日時点の役員についてすべて記載してください。</p> <p>※ 欄が不足する場合は複数枚提出してください。 (それぞれに代表者印が必要となります。)</p> <p>※ 監査法人については法人名のみ記入してください。</p> <p><b>福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（抜粋）</b> 第2条別表 措置要件</p> <table border="1" data-bbox="475 801 1442 1285"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(暴力的不法行為等) 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td>当該認定をした日から 1か月以上24か月以内</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(暴力的不法行為等) 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上24か月以内
事 由	期 間				
(暴力的不法行為等) 11 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上24か月以内				
<p>11 消費税の会計処理に関する申告書 (第9号様式)</p>	<p>法人で、4の提出書類である消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記でも可）がない場合に限り提出してください。</p>				
<p>12 法人番号を確認できる書類</p>	<p>法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索し、表示した画面のコピーを提出してください。</p>				
<p>13 定形長3号封筒</p>	<p>登録通知書を送付するための封筒（<b>あて先を記入のうえ84円切手を貼付したもの。</b>）を提出してください。</p>				
<p>14 外国事業者が申請する場合</p>	<p>外国事業者が申請する場合は</p> <p>(1) 登記簿謄本、証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発する書面とすることができます。</p> <p>(2) 提出する書類等で記名押印を必要とする場合には、署名をもって記名押印に代えることができます。</p>				

## 変更届について

申請後又は資格取得後においても、申請内容のうち下記の事項に変更が生じた場合には、速やかに「物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第1号様式)」に関係書類を添付して提出してください。

なお、組織・法人格変更、合併、分割、解散等については、新規申請が必要となる場合がありますので、出納局入札用度課までお問い合わせください。

	事 項	添 付 書 類
1	商号又は名称	法人－履歴事項全部証明書又は写し ※発行日から3か月以内のもの
2	住所又は所在地	個人－住民票の写し 法人－履歴事項全部証明書又は写し ※発行日から3か月以内のもの
3	代表者氏名	個人－身分証明書又は写し 法人－履歴事項全部証明書又は写し ※発行日から3か月以内のもの
4	代表者役職名	(変更前と変更後の印をそれぞれ押印する。注：添付書類不要)
5	組織の変更、合併等	履歴事項全部証明書又は写し ※発行日から3か月以内のもの
6	代表者印	(変更前と変更後の印をそれぞれ押印する。)
7	電話番号、FAX番号	(変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
8	代理人 (代理人の変更、新設)	委任状 [申請要領第2号様式] (新設の場合、代理人氏名、役職、所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX番号を変更後欄に記載すること)
9	代理人 (その他)	(所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX番号については、変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
10	県内営業所等の新設 (営業所地域の登録)	納税証明書 (事業税、法人県民税及び自動車税) ※発行日から3か月以内のもの (変更後欄に新設した地域名 [県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき] を記載すること)
11	その他特に重要な事項	

## 廃止届について

申請後又は資格取得後において、休業又は解散等をする場合には、速やかに「物品購入(修繕)競争入札参加資格廃止届(物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第2号様式)」を提出してください。

なお、その場合、休業又は解散等が分かる書類を後日提出してください。

## その他の注意事項

### 1 有資格者名簿の公開

有資格者名簿は福島県出納局のホームページで公開しています。

公開する内容については、法人番号、商号又は名称、代表者又は受任者職・氏名、住所又は所在地(県内事業者は市町村、県外事業者は都道府県名)等です。

### 2 福島県出納局のホームページ

上記2の有資格者名簿のほか、物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請に関する情報は福島県出納局のホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015c/>)で公開しています。

また、競争入札に関する情報や各種様式も掲載しておりますので、是非ご利用ください。

## 物品購入（修繕）以外に関する資格審査

物品購入（修繕）以外に関する資格審査については、下記にお問い合わせください。

◎福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務  
（清掃、警備、廃棄物収集運搬、各種設備保全管理等）

総務部施設管理課                      電話    024-521-7080

◎工事又は製造の請負契約、測量等の委託契約

総務部入札監理課                      電話    024-521-7899

◎森林整備業務の委託

農林水産部森林計画課                電話    024-521-7425

☆福島県では、業務委託（上記を除く）、リース契約、人材派遣業務等についての登録は行って  
おりません。

◎この申請で登録することのできない主な業種（※物品購入（修繕）に該当しない業種、種）  
広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア開発、考古品の修復、航空写真撮影、  
計算・調査・検査業務、リース業、人材派遣業務、電気供給事業